

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、令和 6 年度において標津町が発注する建設工事又は設計等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期並びに方法等について、次のとおり定める。

令和 5 年 11 月 7 日

標津町長 山口 将 悟

第 1 資格要件

1 資格の種別

競争入札の参加に係る資格審査（以下「資格審査」という。）の対象とする業種は、別表に掲げるものとする。

2 共通的資格要件

各資格の共通の要件は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、都道府県税及び本町の町税を滞納している者でないこと。
- (4) 役員等（申請人が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（標津町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 17 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者でないこと。
- (5) 暴力団（標津町暴力団排除条例第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者でないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

3 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

(1) 建設工事

ア 次のいずれにも該当すること。

各資格の共通の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- (ア) 令和 5 年 12 月 1 日現在において、それぞれの資格に対応する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けており、かつ、その建設業の許可を受けて 2 年以上当該建設業を営んでいること。
- (イ) (ア) に規定する建設業に係る建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（令和 4 年 9 月 2 日以降に通知されたもので、入札参加資格審査の申請日前で有効かつ最新のものに限る。）を受けており、その結果通知を有していること。
- (ウ) (イ) の経営事項審査の結果通知において、基準決算期または基準決算期以前の決算期のいずれかの決算において、(ア) に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
- (エ) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険にすべて加入している事業所であること。ただし、加入義務のない者については、この限りでない。

イ 工事の請負契約のうち、次の表に掲げる種類の契約についての入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果により、算出した総合数値を勘案した上で、同表に掲げる工事予定価格に対応する等級に格付する。

(ア) 客観的審査事項

経営事項審査の経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書により評定する。

(イ) 主観的審査事項

- ・工事種別工事施工成績
- ・労働安全成績
- ・労働福祉成績

(2) 設計等

次のいずれにも該当すること。

(ア) 令和5年12月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

(イ) 令和4年12月1日から令和5年11月30日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

(ウ) 個人にあつては、契約の確実な履行に必要とする従業員（代表者も含む）数を有していること（法令等で定めがある場合はその人数を有していること）。

(エ) 測量又は建築設計の資格を希望する場合は、アからウまでの要件に加えて次の要件を満たしていること。

- ・測量～測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
- ・建築設計～建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものは、この限りでない。

4 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業協同組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、3に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年に係る資格要件は適用しない。

また、(1)に該当する場合は、3に規定する資格の種類ごとの要件のうち、建設業に係る工事完成高又は事業に係る事業高にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第2 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期にしなければならない。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 電子申請の場合

令和5年12月11日（月）午前9時00分から令和6年1月31日（水）午後5時30分までとする。

（24時間受付可能。ただし、開始日は午前9時00分から、最終日は午後5時30分までとする。）

イ 書面申請の場合

(ア) 郵送による場合

令和5年12月11日（月）から令和6年1月31日（水）までとする。

（申請期間内必着）

(イ) 持参による場合

令和5年12月11日（月）から令和6年1月31日（水）までとする。

（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

(2) 共同企業体

当該共同企業体が結成されたとき。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合又は協業組合

(1)に定める時期及び当該証明を受けたとき

- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合
(1)に定める時期及び当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

- (5) 町長が特に必要と認めた者
町長の指定する日

2 申請の方法

(1) 電子申請の方法

一般財団法人北海道建設技術センターの運営する「北海道市町村入札参加資格共同審査システム」により申請すること。[\(http://www.hoctec.info/kyoshin/\)](http://www.hoctec.info/kyoshin/)

(2) 書面申請の方法

一般社団法人北海道土木協会発行の市町村統一様式とする。

ただし、郵送又は持参による書面申請を認める者は、標津町内に本店又は受任先を有する者及びインターネット環境にない者による申請に限る。

(3) 申請書に添付する書類

ア 電子申請の場合

標津町役場建設水道課で指定する書類を電子データ（PDF 形式）により北海道市町村入札参加資格共同審査システムにて提出すること。

イ 書面申請の場合

標津町役場建設水道課で指定する書類を提出すること。

(4) 申請の方法

ア 電子申請の場合

(ア) 北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請とする。

(イ) 「建設工事」と「設計等」の両部門に申請する場合は、各部門毎に申請すること。

イ 書面申請の場合

(ア) 申請書は、郵送又は持参により提出すること。なお、持参の場合は提出のみで、当日の審査は行わない。

(イ) 郵送、持参の各方法にかかわらず、必ず返信先の宛名を明記した封筒（A 4 判横三つ折用）と 84円切手を申請書に同封すること。

(ウ) 申請書と添付書類を 1 冊のフラットファイル（A 4 縦）に綴じ、その表紙及び背表紙に称号又は名称を記入すること。

(エ) 「建設工事」と「設計等」の両部門に申請する場合は、各部門毎に申請すること。

(5) 資格審査申請書の提出先

ア 電子申請の場合

北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請とする。

利用申請受付先及びデータ送信先：北海道市町村入札参加資格共同審査システム

[\(http://www.hoctec.info/kyoshin/\)](http://www.hoctec.info/kyoshin/)

イ 書面申請の場合

(イ) 郵送による場合

次の住所宛てに「競争入札参加資格申請書在中」と明記のうえ郵送すること。

〒086-1632

標津郡標津町北2条西1丁目1番3号

標津町役場 建設水道課 建設管理担当

(ウ) 持参による場合

標津町役場 建設水道課 建設管理担当

(6) 申請に関する問い合わせ先

ア 電子申請の場合

一般財団法人 北海道建設技術センター 技術部審査課

TEL：011-733-2322

E-mail：kyoshin@hoctec.or.jp

イ 書面申請の場合

標津町役場 建設水道課 建設管理担当

TEL：0153-85-7247

第3 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の1年間とする。

第4 資格審査の再審査

1 再申請の事由

競争入札参加資格者は、次のいずれかに該当した時は、資格審査の再審査をするものとする。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者。
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体。
- (3) 競争入札参加者が会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの。
- (4) 中小企業等協同組合（企業組合を除く）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る）を変更したもの。
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの。

2 再申請の方法

(1) 電子申請の場合

北海道市町村入札参加資格共同審査システムによる電子申請とする。

(2) 書面申請の場合

標津町役場建設水道課建設管理担当に提出するものとする。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- (1) 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

別表

資 格 の 種 類

1 建設工事

資格の種類	左の資格に対応する建設業の許可	主な工事の内容
土木工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造を含む）
建築工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい等をこて塗り、吹付け又は貼りつける工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	足場の組立て、鉄骨の組立て、杭打ち、土砂等の掘削・盛上げ・締固め、その他基礎的なし準備的工事
石工事	石工事業	石材の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等に屋根を葺く工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、照明設備等の工事
管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、工作物にれんが、コンクリートブロック等に貼りつける工事
鋼構造工事	鋼構造物工事業	鋼橋製作業者により行われる鋼桁製作、輸送、架設、床版工等の鋼橋製作から完成までの一連の工事を含む
鉄筋工事	鉄筋工事業	鋼材の加工、接合又は組み立てる工事
舗装工事	舗装工事業	アスファルト舗装等のほか簡易舗装も含む
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、又は貼りつける工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
内装工事	内装工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	ゲート、揚排水機、ポンプ、エレベーター、エスカレーター等機械器具の設置をいい、特殊大型標識等を含む
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の施設を熱絶縁する工事
電気通信工事	電気通信工事業	有線・無線電気通信設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
造園工事	造園工事業	整地、植栽等による公園、緑地等の築造する工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事
建具工事	建具工事業	
水道工事	水道工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
清掃工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
消防工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事

2 測量、工事に係る調査・設計等

資格の種類	左の資格に必要な登録	主な業務の内容
測量	測量業者	一般測量のほか、航空測量も含む
地質調査		地質又は土質の調査をいい、計測も含む
土木設計		土木施設物の設計
建築設計 設備設計	1、2級建築士事務所 ※建築設備設計のみの場合を除く	建築物の設計をいい、建築設備のみの設計を含む
技術資料作成		測量、地質調査、土木設計及び建築設計等の上記に掲げる資格以外の建設工事に関連するコンサルタント業務等で、コンピュータを用いた高度な技術資料を作成する業務、各種補償コンサルタント業務、建設工事に関連する環境調査等
造林		幡種、保育等をいい、地拵えを含む